

一般社団法人 日本ウェルビーイング教育・保育協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ウェルビーイング教育・保育協会と称する。

2 英文では、Japan Wellbeing Education and Childcare Association と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、総会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「教育・保育の目的は、幸福（wellbeing）である」という信念のもと、広く教育者・保育者・子育て家庭を対象としたウェルビーイング教育・保育の普及啓発活動を行ない、子どものウェルビーイングの向上を目指す人間育成及び指導者の養成を図ることにより、個人の精神生活の充実と、よりよい社会環境の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業・活動を行う。

- (1) 教育者・保育者のための研究会・研修会・講演会の開催
- (2) 子育て・教育・保育活動へのコンサルティング
- (3) 運営者のための研修会・講演会の開催
- (4) 保護者のための講演会の開催及び子育て支援活動
- (5) 教育者・保育者の養成・指導及び協議会の開催
- (6) 教育・保育に関する出版物の制作・発行
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の6種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、自らの専門性を生かしこの法人の運営に協力する個人とする。
- (2) 専門会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、教育・保育関連領域の従事者および研究者とする。
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した専門会員、および次に掲げる学生会員を除く個人とする。
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学院・大学・短期大学・専門学校等に在学する学生とする。
- (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人または団体とする。
- (6) 法人会員 この法人の目的に賛同する法人および協会認定資格講座運営校とする。

（会員の権利と義務）

第7条 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員は、この法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。

- 2 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員は、この法人が実施する広告、広報、催事等においてその氏名または名称が掲出されることを承認する。
- 3 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員は、この法人の活動に積極的に参加する。

（入退会）

第8条 この法人へ入会しようとする個人または団体は、書面もしくは電磁的記録をもって申し込み、総会の承認を受けなければならない。

- 2 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員は、総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会費）

第9条 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（除名）

第10条 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、正会員をもって構成し、総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

- 2 総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に定時総会を開催するほか、代表理事が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。
- 4 総会に出席できない正会員は、総会の議長または他の出席正会員にその権限を委任することができる。この場合、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議長は、代表理事が務める。
- 6 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決するものとする。
- 7 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 理事の選任および解任
 - (2) 各事業年度の決算報告
 - (3) その他法令で定められた事項
- 8 上記第6項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) この法人の解散
 - (3) 正会員、専門会員、一般会員、学生会員、賛助会員および法人会員の除名
 - (4) その他法令で定められた事項

第5章 役員

(役員の設定等)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- ・理事 3名以上10名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第15条 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員報酬等)

第17条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(任期等)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として、又は増員によって選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期が満了した場合において、第14条第1項の定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第19条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 事業年度

(事業年度)

第20条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 基金

(基金の抛等)

第 21 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 22 条 この定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(剰余金の分配の禁止)

第 23 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

第 24 条 この法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 25 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 26 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 27 条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	高橋 健司	戸田 大樹	國塩 孝之
設立時代表理事	高橋 健司		

(設立時会員の氏名及び住所)

第 28 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	高橋 健司
	住所は個人情報につき掲載していません
	戸田 大樹
	住所は個人情報につき掲載していません

國塩 孝之

住所は個人情報につき掲載していません

(法令の準拠)

第 29 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ウェルビーイング教育・保育協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 5 年 1 月 31 日

設立時社員 高橋 健司 印

同 戸田 大樹 印

同 國塩 孝之 印